

## 『神田外語大学日本研究所紀要』投稿規程

### 1. 投稿資格

投稿者は原則として本学専任教員とする。共著の場合は筆頭執筆者が本学専任教員であること。なお、神田外語大学日本研究所所長（以下、「日本研究所所長」とする）が適当と認めた者についても、投稿を承認することがある。

### 2. 投稿原稿の種類、内容、使用言語

投稿原稿は日本研究およびその関連分野に関する未発表・未投稿の研究論文、研究報告（研究ノート・研究資料を含む）、翻訳、書評、その他とする。使用言語は不問とする。

### 3. 投稿申込

投稿希望者は7月末日までに論文等の題名を添えて、日本研究所に申し出る。

### 4. 論文等掲載の可否

論文等掲載の可否は日本研究所所長がこれを決定する。なお、日本研究所所長は編集作業上の観点から、掲載予定の原稿すべてについて投稿者に修正を要求できる。

### 5. 原稿分量

原稿の分量は以下のとおりとする。外国語原稿の場合も和文に相当する分量とする。

- 研究論文・翻訳：400字詰原稿用紙50枚程度（註・図表を含む）
- 研究報告：400字詰原稿用紙40枚程度（註・図表を含む）
- 書評：400字詰原稿用紙20枚程度（註・図表を含む）
- その他：適宜（註・図表を含む）

### 6. 原稿提出

別途配布する「執筆要領」にしたがって作成のうえ、締切までに所定の様式にて提出する。提出が遅れた場合には掲載されないことがある。

### 7. 著作権等

掲載論文等の著作権は著者に、編集著作権は日本研究所にそれぞれ帰属するものとする。

### 8. 電子化の許諾

掲載された論文等は原則として電子化し、機関リポジトリ等を通じてインターネット上に公開する。ただし、執筆者が電子化・公開を希望しない場合には、当該論文の電子化・公開を拒否することができる。